

2022 (令和4年)

事務所通信



I T A



税理士法人 岩本会計

(本店) 〒311-2425 茨城県潮来市あやめ 2-23-31 TEL 0299-63-0055
(東京中央オフィス) 〒104-0045 東京都中央区築地 6-1-8 4F TEL 03-6281-5455

早いもので節分も終わり年度末も近づいてきました。

昨年12月に来年度(R4年度)の税制改正(大綱)が公表されましたが、大きな目玉は「賃上げ促進税制」くらいでした。ですがこまごまとした改正は毎年行われています。

～ 世相を反映する面白い? 改正も～

一言でいうと10万円未満あるいは30万円未満の資産は即時償却(経費)できます。これの抜け道として「ドローン節税」とも呼ばれ、ドローンや足場のようなものをたくさん買う節税策があります(まあ通常は課税の繰り延べですが)。本業でない会社さんがやると認められなくなるようです(来月3月までは間違いなく使えます)。

～ 賃上げする? できる?～

日本という国は物価上昇がとても少ないようで、100均SHOPもありがたく変わりません。閉塞感漂う日本経済を何とかしたいという首相肝いりの税制改正です(意見はありますが...割愛します)。現行も行なわれてますが、リニューアル?です。

(1-1) 中小企業向け賃上げ促進税制 (所得税・法人税・法人住民税)

見直し・延長

- 「成長と分配の好循環」に向けて、**中小企業全体として雇用を確保しつつ、積極的な賃上げや人材投資を促すことが必要。**
- **一人一人の賃上げや雇用の確保**により給与総額を増加させる中小企業を支援。特に、**より大幅な賃上げや人的投資**を行う企業については、**大胆な税額控除**を適用。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】

- ✓ **雇用者全体の給与(給与等支給総額)が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除。**また、**前年度比2.5%以上増加した場合には、30%の税額控除。**
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、**最大40%の税額控除。**

【賃上げ要件】

雇用者全体の給与(給与等支給総額)が
前年度比2.5%以上
⇒ 給与増加額の**30%税額控除**※

or

雇用者全体の給与(給与等支給総額)が
前年度比1.5%以上
⇒ 給与増加額の**15%税額控除**※

【上乗せ要件：人的投資】

教育訓練費が
前年度比10%以上増加
⇒ **さらに税額控除率を10%上乗せ**※

※ 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

【注意】4年1月31日現在

今度の4月1日から開始する各事業年度において適用開始。現在は新入社員などの影響でのものは不適用。

個人の確定申告時期になります。不動産売却や贈与など、たまたまあった方は確認ください。
ウイルス（花粉症）にも気を付けつつ、まだまだ朝晩冷え込みますので、ご自愛ください。

栗飯原



ディスカウントストア「ドン・キホーテ」で2021年12月10日にチューナー非搭載のテレビ「42V型 AndroidTV 機能搭載フルHD チューナーレススマートテレビ」が発売されました。テレビ放送の受信ができないため、「NHKの受信料の支払い義務が発生しないのではないか？」と話題になっていますね。

それでは本当にNHKの受信料を払わなくても良いのでしょうか？

過去にソニーから「NHKが映らないテレビ」として発売され評判となった製品を見てみたいと思います。それは2018年にソニーから発売された薄型テレビ「ブラビア」の4K液晶の業務用ディスプレイです。これらのシリーズはチューナーが付いていないため、テレビ放送を見ることはできないが、インターネットに接続して「YouTube」や「DAZN」をはじめ様々な動画コンテンツを楽しめるようになっています。薄型テレビとうたってはいますが、チューナーが一切搭載されていないので、ソニーはあくまでテレビではなく業務用モニターと言う扱いにして「テレビチューナーが入っていないので受信料の徴収の対象にならない」としてるようです。

最近、NHKの放送だけが映らないように加工したテレビでNHKと受信契約を結ぶ義務がないことの確認を求めた訴訟で最高裁が東京地裁の判決を取り消し、請求を棄却したと言う判決がありました。しかし、この裁判では「イラネッチケー」と言う装置(筑波大学の研究室が開発した、テレビ放送波のなかでもNHKのみを弱らせる働きをする装置)をテレビに取り付けてNHKのみを映らないようにしたためNHKが逆転勝利したのであり、今回ドン・キホーテから発売された「NHKが映らないテレビ」は、あくまで「放送を受信する機能がないモニター」と言う扱いなのでソニーの時と同様、受信契約の必要はないと判断されそうです。現時点では徴収されてませんが、NHKは「ワンセグが受信できるスマホ」を持っていれば受信契約が必要との見解を以前から表明しておりますし、今回の件でNHKは受信料の徴収に本気を出してくる可能性もあるので油断は禁物ですね。



なんだかんだ書きましたが、「サラメシ」、「にっぽん縦断こころ旅」、「ブラタモリ」と好きな番組もあるので、是非ともNHKには国民から信頼を取り戻して受信料払ってもいいと思われるような番組をたくさん作って欲しいものです。

岩本 剛幸